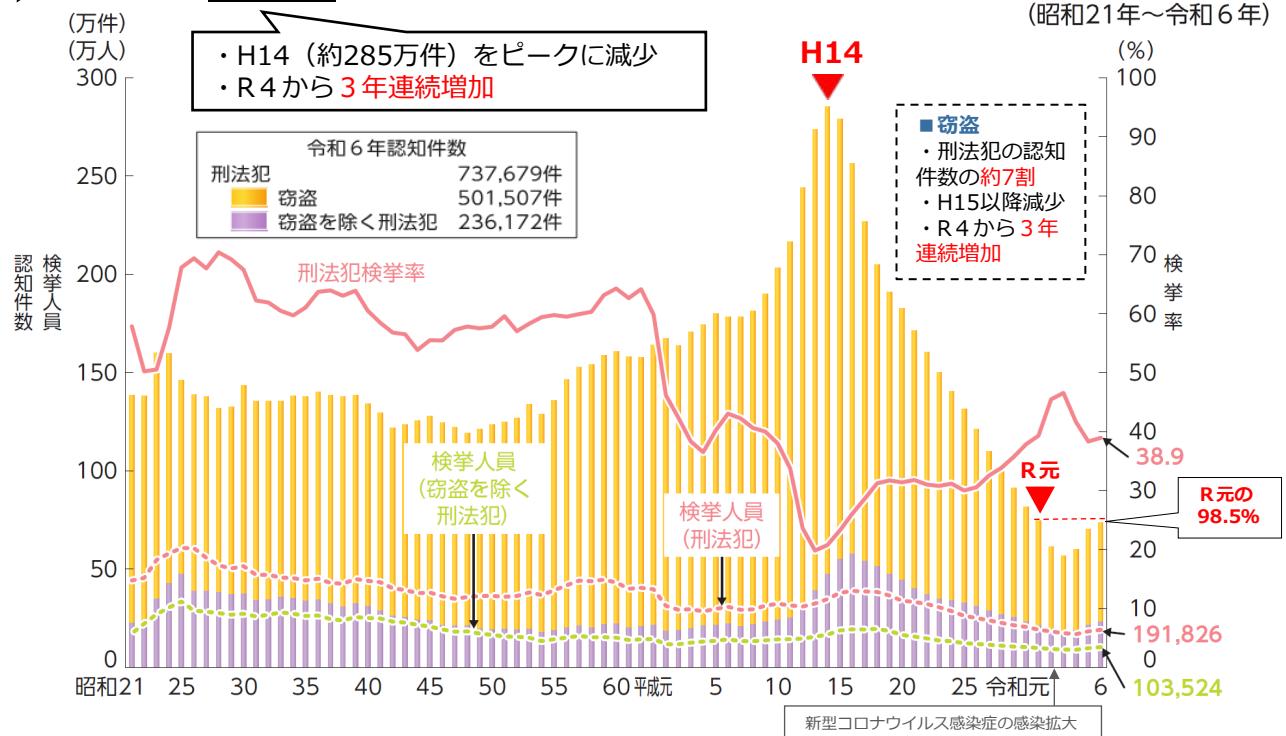
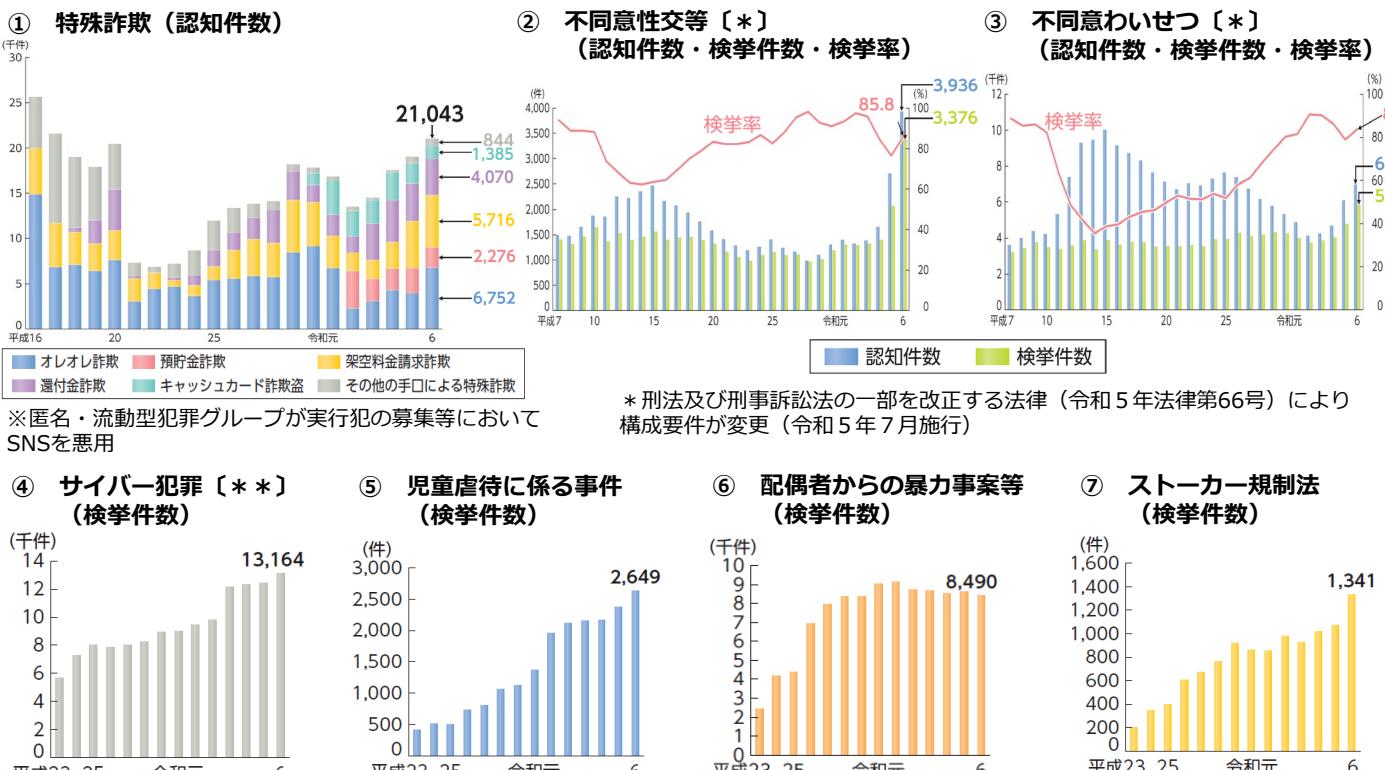


令和6年の犯罪情勢等

▶ 刑法犯－認知件数・検挙人員・検挙率の推移－

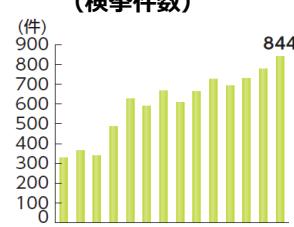


▶ 特に留意を要する犯罪類型の動向

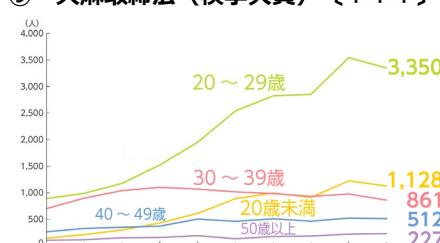


*刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により構成要件が変更（令和5年7月施行）

⑧ 危険運転致死傷 (検挙件数)



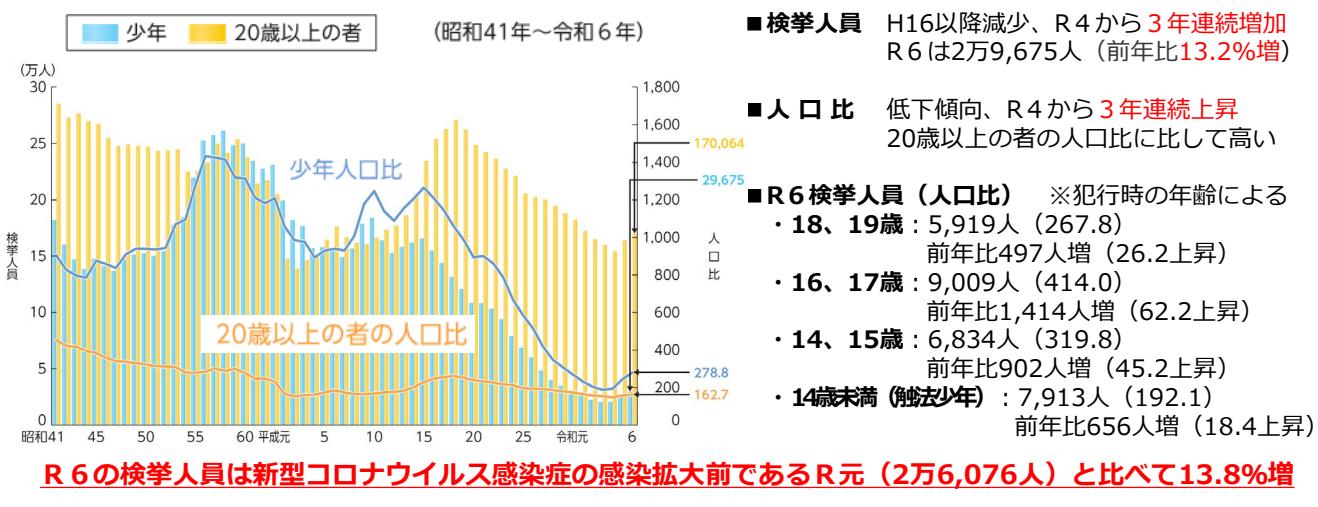
⑨ 大麻取締法（検挙人員）【***】



**「サイバー犯罪」は、不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。

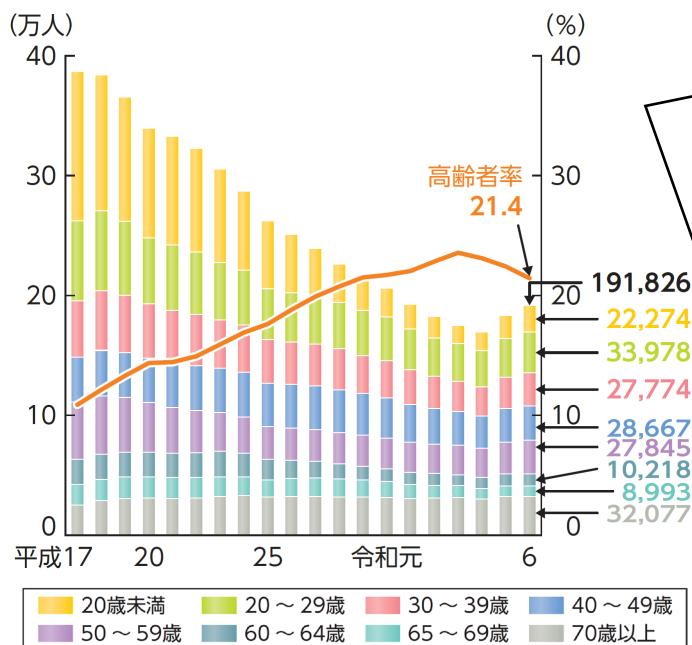
***令和5年法律第84号による改正後の大麻栽培規制法違反並びに大麻に係る麻薬取締法違反及び麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

少年による刑法犯－検挙人員・人口比の推移－



▶ 年齢層別に見た犯罪

刑法犯－検挙人員・高齢者率の推移－



▶ 入所受刑者

- R 6は1万4,822人（前年比5.2%増）**増加は18年ぶり**
- 入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率は**53.7%**

令和7年6月1日、拘禁刑の運用開始

→矯正処遇及び社会復帰支援の充実強化

■ 高齢者率

- 上昇傾向にあつたがR 4から3年連続低下
 ※高齢者の検挙人員はH 28から減少傾向
 ※H 28～R 3の高齢者率の上昇は、他の年齢層の検挙人員の減少傾向が、高齢者層と比べて大きいことによる。
 - R 6は21.4%（前年比1.0pt低下）

■ 罪名別検挙人員

- 高齢者は他の年齢層に比べて窃盗の割合が高い
- 女性の高齢者は約9割が窃盗（窃盗のうち約8割が万引き）



刑法犯以外も含めた犯罪の全体像（参考値）

※特別司法警察職員による検挙を含む



第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、二つの特別調査を実施

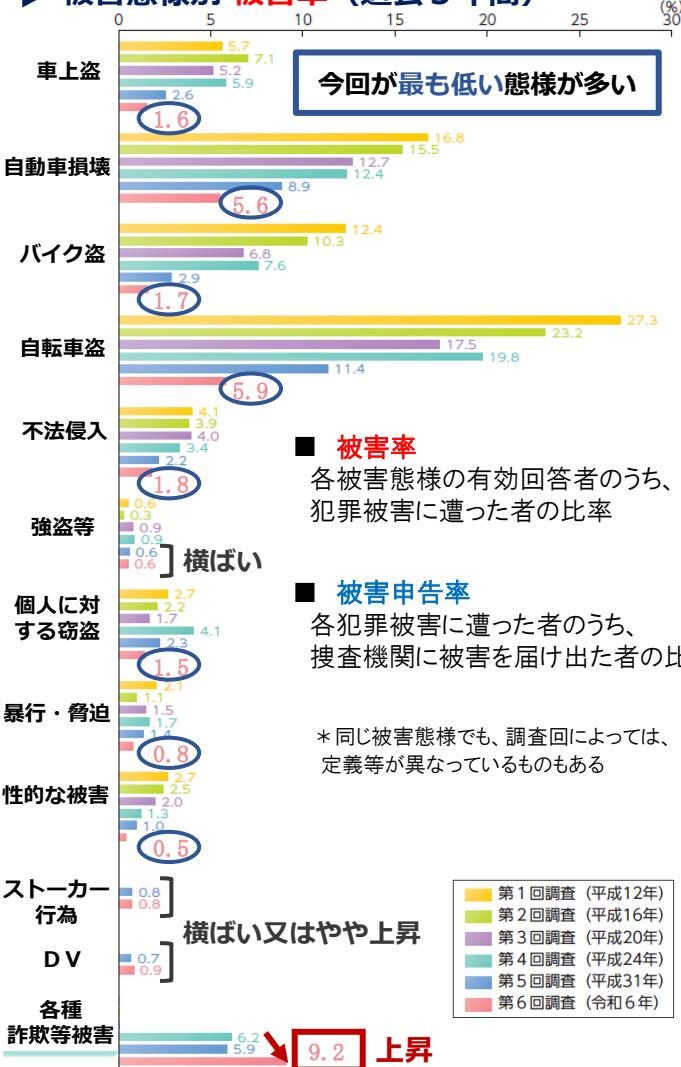
特別調査①（犯罪被害の暗数）

・一般国民を対象としたアンケート調査「犯罪被害実態（暗数）調査」
・H12に第1回調査、以後おおむね4年ごと、H31に第5回（前回）調査を実施

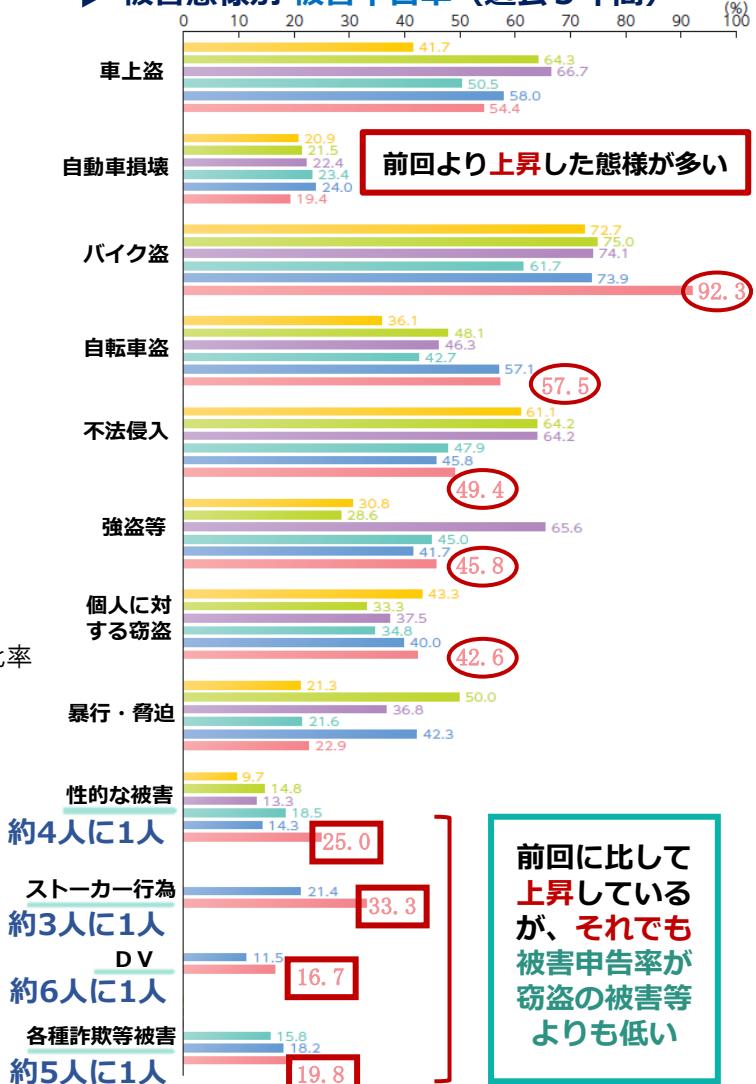
▶ 第6回（今回）調査の概要

- R6.1.19～2.29実施
- 全国から無作為抽出した16歳以上の男女
- 調査対象者数：6,916人（男女各3,458人）
- 調査員が調査対象者宅を訪問・面接による聞き取り方式（性的な被害、ストーカー行為、DVは自計（自ら回答を記入）方式）
- 聞き取り方式による有効回答数（率）：4,179人（60.4%）
- 自計方式による有効回答数（率）：4,103人（59.3%）

▶ 被害態様別 被害率（過去5年間）



▶ 被害態様別 被害申告率（過去5年間）



▶ 被害不申告の理由

■ 第5回調査
■ 第6回調査

- クレジットカード情報詐欺 カード会社に知らせた 70.6% (68.3%)
- その他の詐欺被害 それほど重大ではない 53.0% (42.9%)

■ 被害が潜在化する危険性が高い

経済的な損害の大きさ、金銭的賠償の有無等が影響

- ストーカー行為 自分又は家族による解決 35.3% (60.0%)
- DV 自分又は家族による解決 36.4% (53.3%)

● 性的被害

それほど重大ではない

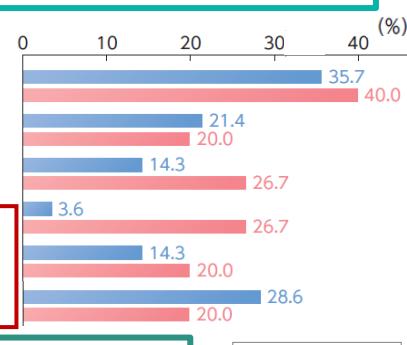
捜査機関の関与不可又は不要

自分で解決した
(加害者を知っていた)

仕返しのおそれからあえて届け出ない

被害に遭ったことを知られたくない

どうしたらよいのか分からなかった



捜査機関に頼らずに問題の解決を図ろうとする傾向

意に反して被害申告できていない者
もいる被害の実態がうかがえた

特別調査②（精神障害を有する者等の性犯罪被害）

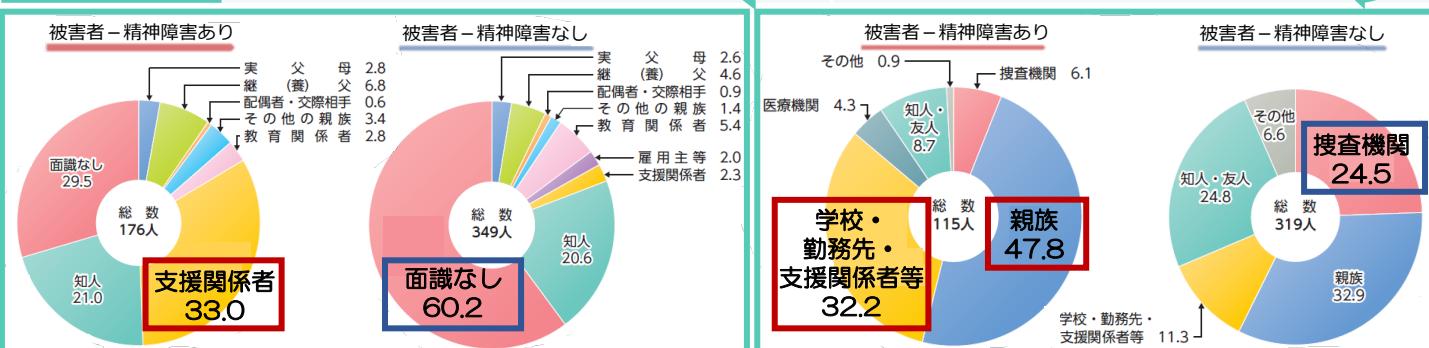
▶ 調査の概要

- 刑事事件の確定記録調査 ■ R5.6の調査開始時点で有罪判決が確定していた事件
- 精神障害を有する被害者：精神障害者（統合失調症、知的障害その他の精神疾患を有する者）…精神保健福祉法5条

	精神障害を有する被害者（精神障害あり群）	精神障害を有しない被害者（精神障害なし群）
判決日等	H30.1.1～R4.12.31 全国の地方裁判所本庁及び支部	R4.1.1～12.31 東京、大阪、名古屋、広島等の8地方裁判所本庁
対象罪名	強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ、監護者わいせつ	強制性交等、監護者性交等 強制わいせつ、監護者わいせつ
総数・属性等	176人（男性25人、女性151人） ⇒ 7割以上が知的障害に該当	349人（男性26人、女性323人）

▶ 主な調査結果

①犯行時間帯	夕方や夜過ぎの時間帯における被害が多い ⇒ 明るい時間帯にも被害に遭うリスクが高い	夜中の時間帯における被害が特に多い
②被害の場所	通所・通学先の施設・学校等の建物内、自宅との経路等の屋外、自動車や送迎バス等の車内において被害に遭うリスクが高い	屋外における被害が最も多い
③被害者から見た加害者の立場	支援関係者が最も多い ⇒ 被害者にとって身近な存在からも被害に遭うリスクあり	面識がない者が最も多い
④被害当時の被害認識	認識ありは4割弱どまり 20歳未満のどの年齢でも、被害認識が全くなかった、十分でなかった者が一定数存在 ⇒ 年齢によらず被害申告につながりにくい	認識ありが8割程度 15歳以上になると、全員が、加害者から犯罪行為を受けたことを認識（14歳未満のいわゆる児童では、認識が十分でなかった者も一定数あり）
⑤犯行発覚までの期間	被害当日又は翌日までの発覚は4割弱どまり 1か月以上の長期間を要する者が多い傾向 ⇒ 本件被害の発覚までに余罪被害の可能性	被害当日又は翌日までの発覚が7割弱
⑥最初に被害を伝えた相手	親族、学校・勤務先・支援関係者等の被害者にとって身近な存在が多い（検査機関ではない） なお、そもそも被害申告がない場合も多い	最初から検査機関に被害を伝える場合も多い 被害申告ありが9割以上



被害の防止・顕在化に向けて

性犯罪被害の防止

- ◆ 被害者の身近にも加害者となり得る者が存在するリスクの認識
- ◆ なるべく被害者を一人にしない、加害者になり得る立場の者と被害者を1対1の状況にしない
- ◆ 建物や室内等に構造上の工夫・死角の排除、運営上や人員配置上の工夫
- ◆ 防犯カメラ、ドライブレコーダー、GPS・スマートフォン等の活用による見守り、連絡体制の構築、行動状況の記録等

被害の顕在化

- ◆ 財産的被害：被害の規模の大小、損害回復の有無等にかかわらず、警察等に相談して被害を届け出るよう啓発
- ◆ ストーカー・DV：被害が軽微な段階でも、被害者等が抱え込まないよう、警察や支援に関する機関・団体等に相談等するよう周知、警察が被害者の保護措置、被害を防止するための援助等を行えることを周知
- ◆ 性犯罪被害：被害者の親族や支援関係者等が加害者となるケースもあるが、被害者を守ることができる者もこれらの者
⇒ 違和感等の兆候を早期に察知、早く検査機関に通報・被害申告、支援関係者等と検査機関の連携が必要
内部的な聞き取りよりも、検査機関への通報・司法面接的手法を用いた代表者聴取を優先することが重要